

仕 様 書

第 1 章 深井戸用水中モータポンプ（その1）概要

1 納入場所

熊本市上下水道局戸島送水場倉庫 熊本市東区戸島町2636

2 納期

令和9年（2027年）7月16日まで

3 台数

1台

第 2 章 機器仕様

1 ポンプ

（1）用 途	上水道・深井戸取水用
（2）取 扱 液	清水
（3）形 式	遠心形深井戸用水中ポンプ（水中逆止弁付）
（4）主要部材質	ケーシング SUS304、SCS13、FC200 主軸 SUS304、SUS403、SUS420J2 羽根車 SUS304、SCS13、CAC406 又は品質が同等以上のもの
（5）吐 出 量	300m ³ /h 以上
（6）全 揚 程	20 m以上
（7）揚水管口径	200mm

2 モータ

（1）形 式	三相誘導かご型水封式水中モータ
（2）出 力	37 kW以下
（3）相 ・ 電圧	3相 AC400V
（4）周 波 数	60 Hz
（5）始 動 方 式	直入れ
（6）制 御	インバーター制御

3 水中ケーブル

（1）延 長	30m
（2）材 質	JIS C 3312 に規定するビニルキャブタイヤケーブル，JIS C 3327 に規定するクロロプレンキャブタイヤケーブル又は品質が同等以上で耐水性，耐油性があるもので、モータ定格電流に対して許容電流が十分に大きなものを使用すること。 また、ケーブルはドラムに巻いて納品すること。

4 外形寸法

深井戸用水中モータポンプの外径は、井戸径500mm内に使用できるものとする。

5 付属品

（1）深井戸用水中モータポンプ収納箱（木箱）	1箱
------------------------	----

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (2) 異形接続管（水道用液状エポキシ塗装） | 必要あれば |
| (3) 地上用銘板 | 1枚 |
| (4) スリーブ（フローズスリーブまたはポンプスリーブ） | 1式 |
| (5) 水中ケーブル | 1式（上記仕様による） |

6 その他

- (1) 予備機として納品後本設置まで保管するため、機器の絶縁低下、メタル類のカジリ付防止、塗装等は十分に注意のうえ製作すること。また、納入日、使用予定先、機器仕様等が外観から容易に判別できるよう、上記内容を記載した用紙をラミネート加工し収納箱に貼付する等の対応を行うこと。
- (2) 本項に記載なきその他の事項は、JIS B 8324（深井戸用水中モータポンプ）による。

第3章 付則

- 1 受注者は、契約後直ちに当局係員と製作の打ち合せを行い、承諾図により承諾を得たる後製作に着手すること。承諾図の提出部数は2部とし下記の内容とする。
 - (1) 機器の仕様図
 - (2) ポンプの予想特性曲線図
 - (3) 外形寸法図及び、構造説明図
 - (4) 主要材料一覧表
 - (5) その他必要なもの
- 2 納入時は、下記の図書を体裁よく製本のうえ1部提出するとともに、同内容を電子データ（CD-R）にて1部提出すること。
 - (1) 最終承諾図を記載した図面
 - (2) 製作図又は組立図
 - (3) 試験成績表
 - (4) 取扱説明書
 - (5) その他当局が必要と認めるもの
- 3 機器の引渡しは、検査に合格し本仕様書において要求する書類が完納された後とする。
- 4 疑義の解決

本仕様書による疑義は、入札・契約前に解決し契約後の異議の申し立てはできない。また、機能製作上必要と認められるものは、本仕様書に記載なき事項といえども製作しなければならない。
- 5 法令・規格の適用
 - (1) 日本産業規格（JIS）
 - (2) 日本水道協会規格（JWWA）
 - (3) 電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (4) 日本電機工業会規格（JEM）
 - (5) 日本ダクトイル鉄管協会規格（JDPA）
 - (6) 日本電線工業会規格（JCS）
 - (7) 日本産業機械工業会規格（JIMS）
 - (8) 国際標準化機構（ISO）
 - (9) 国際電気標準会議（IEC）

(10) 電気設備に関する技術基準を定める省令

(11) 電気用品安全法

6 手続費用

工場試験検査費は、すべて受注者の負担とする。

7 工場試験

機器の製作が完了後、製作工場において試験および検査を J I S 規格（最新版）に準拠して行うこと。